

兵庫県立大学情報処理教育システム管理運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学術総合情報センター規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第95号）第3条第2項の規定に基づき、情報処理教育システムの管理及び運用に関して必要な事項を定める。

(管理運用)

第2条 情報処理教育システムは、学術総合情報センター長（以下「センター長」という。）が、管理運用及び保守を行う。

2 学部長、研究科長その他センター長が認める者（以下「学部長等」という。）がセンター長の承認を得た場合は、管理運用及び保守を行うことができる。

3 前項の規定により、センター長の承認を得た学部長等は、この規程に反しない限りにおいて、必要な事項を定めることができる。

(利用者の資格)

第3条 情報処理教育システムを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 兵庫県立大学（以下「大学」という。）の教職員

(2) 大学の学部生、院生、研究生、研修員、科目等履修生、聴講生及び特別聴講生

(3) 前2号に掲げる者のほか、センター長又は第2条第2項の規定による承認を得た学部長等（以下「センター長等」という。）が、適当と認めた者

(利用の目的)

第4条 情報処理教育システムを利用する目的は、次の各号の一以上に該当するものとする。

(1) 教育又は教育のための教材開発

(2) 学術研究

(3) 学生等の自習

(4) 大学の講習会、公開講座及び研修

(5) 前各号に掲げるもののほか、センター長等が適当と認めた事項

(不正利用等の禁止)

第5条 利用者が情報処理教育システムを利用するに当たっては、当該利用承認を受けた目的以外に情報処理教育システムを利用し、又は許可された資源を他人に利用させてはならない。

(利用者の義務)

第6条 利用者が情報処理教育システムを利用するに当たっては、センター長等が定める方針又は指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、情報処理教育システムを利用するためのアカウント等について、他人に利用されないよう十分に注意しなければならない。

(情報処理教育システムの障害発生時の対応)

第7条 センター長等は、情報処理教育システムに障害又は不具合が生じた場合には、速やかに復旧措置を講ずるものとする。

- 2 前項の復旧措置を講ずるに際して必要がある場合には、センター長等は情報処理教育システムの全部又は一部のサービスを停止することができる。ただし、あらかじめ学内に周知するものとし、周知の暇がない場合はサービス停止後速やかに周知するものとする。
- 3 前項のサービス停止期間は、必要最低限のものとし、障害又は不具合が解消した場合は、速やかにサービスを再開するものとする。
- 4 学部長等が第2項の措置をとった場合は、センター長に報告するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、情報処理教育システムの管理運用及び遵守すべき情報倫理については、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。